

事務事業名 公共建築物中長期予防保全事業

出力日：令和06年03月18日

キーコード：1687

施策：	01	計画行政と効率経営の推進	財務コード	01020108-10-045
基本事業：	04	公有財産管理	担当部	建設部
基本事業の成果指標	資産売却・貸付収入（計画期間内累計） 公有財産に関する事故件数 公共建築物の優先対応箇所の改修進捗率		担当課	建築課
			担当係	空家対策・建築計画担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成27年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
公共建築物職員			<ul style="list-style-type: none"> ・建物点検を施設管理者にさせ、システムに登録することにより劣化箇所の早期把握と対応が可能となる。 ・点検結果を反映した公共建築物長寿命化実施計画（5ヵ年計画）の策定が可能となる。 ・工事履歴を管理することにより、次に工事する際の工事内容等の参考となる。 ・施設の維持運営経費を把握し、蓄積することにより、将来施設の統廃合をする際の基礎資料となる。 ・公共建築物だけでなくインフラ資産の将来の更新費用の推計も可能で、公共施設等総合管理計画や公共建築物長寿命化計画の改定時にシステムを活用することができる。 							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			施設所管課職員の施設の維持・監理に対する意識を高めるとともに、公共建築物の長寿命化を図る。							
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	03年度実績	04年度実績	05年度当初	06年度要求	07年度計画	08年度計画	目標	
施設所管課による劣化点検進捗率		%	100	100	100	100				
5. コスト										
事業費		計	千円	307	302	4,623	4,682			
		国	千円			0	0			
		県	千円			0	0			
		地方債	千円			0	0			
		その他一般	千円	307	302	4,623	4,682			
正職員人工数		人工	2.5	2.5	1.5					
正職員人件費		千円	19,803	19,320	11,723					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	20,110	19,622	16,346	4,682				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		令和4年度は、施設所管課へ定期点検及び劣化点検マニュアルを送り、施設所管課職員が施設の定期点検及び劣化点検を実施した上でその点検結果を公共施設マネジメントシステムへ登録した。それらの点検結果をもとに各課が建築工事調べ（令和5年度以降に実施を予定している工事）を建築課へ提出し、建築課が現地確認を実施した上で部位の改修優先順位を判断し、公共建築物長寿命化計画実施計画（5ヵ年計画）を策定した。また、工事履歴を管理するため、公共施設マネジメントシステムへ令和3年度に実施した主な工事を登録した。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	あり	<課題> 令和元年度から施設所管課による点検～公共建築物長寿命化実施計画（5ヵ年計画）の見直しのスキームを確立したが、スケジュールがタイトであったため、令和2年度からスケジュールを早め、令和4年度は、5ヵ年計画案を4月中に作成した。また、施設所管課職員の維持・管理に対する意識が低いため、講習等を通して継続して意識を高める必要がある。						
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）										
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
令和5年度から建築課でアスベスト調査業務委託料を一括予算計上している（補助金の対象となる市営住宅は管財課で計上）										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
平成26年度公共建築物保全マネジメントシステム導入 平成30年度公共施設マネジメントシステムを導入し、保全マネジメントシステムを統合 平成30年度公共建築物長寿命化計画を策定						施設所管課による劣化点検、建築課による劣化判定、保全優先度を踏まえ、公共建築物長寿命化実施計画（5ヵ年）を毎年度策定する。				